

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告書

令和2年5月15日設置以来、現在までの委員会活動の経過及び結果を次のとおり報告する。

令和5年5月15日

伊東市議会議長 宮 崎 雅 薫 様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

委員長 井 戸 清 司

○経過及び結果

1 設置から、令和3年11月10日中間報告までの概要

本特別委員会は、令和2年5月15日の臨時会において全会一致により、新型コロナウイルス感染の拡大による市民生活及び地域経済への影響及び対策に関する調査を目的として設置した。

これまで当局に対して3回の政策提言を実施、また、伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルを制定し、市内の感染状況や国の方針等に合わせて改定を行ってきた。その他、令和2年5月には、行政視察旅費及び議員調査活動費の削減について協議を行い、当局が新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策及び市内緊急経済対策に関する事業等に活用することができるよう、議員1人当たりの旅費合計額20万円のうち15万円を削減することを議長に報告をした。その後、代表者会議及び議会運営委員会での協議を経て、9月定例会の補正予算に計上して減額された。また、令和2年10月の委員会においては、市内経済や市民生活の状況並びに税収見込みなどを勘案し、12月に支給される議員の期末手当を減じることについて提案がされ、代表者会議及び議会運営委員会での協議を経て、12月定例会において、議員発議により期末手当の支給額を減じる旨の条例が制定された。

(1) 令和2年6月3日 提言書提出

国内で最初の新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、感染は瞬く間に全国的に広まり、新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活及び市内経済に与えた影響は大きく、社会経済活動の本格的な回復の目途が立たない中、市民は先行きが見えない不安を募らせていたことから、本特別委員会において、様々な見地から市民が求める感染症対策等を検証し、感染症対策のみならず、ウィズコロナ、アフターコロナにおける経済対策なども視野に入れた6分野32項目の政策提言を取りまとめて、当局の感染症対策等の後押しとなるよう市長に提出した。その後、令和2年7月15日及び7月29日の本委員会において、当局の出席を求め、提言への対応状況等について報告を受けた。令和2年10月には、提言への対応状況について社会情勢の変化を踏まえ、7月の報告以降の進捗状況及び変更点についての資料の提出を求め、対応状況等の情報共有を図った。

(2) 令和3年2月1日 提言書提出

令和2年6月に、当局へ提言書を提出してから半年以上が経過したが、全国的に感染拡大を抑え込むには至らず、本市においても、令和2年11月以降に度重なるクラスターの発生を契機に感染者数が急増するなど、これまでにない感染拡大により新たな局面を迎えたことから、変遷する感染状況や社会情勢等に鑑み、当局に対して7分野29項目の政策提言を取りまとめ、新たに提出した。その後、令和3年5月13日、当局に提出した2回目の政策提言への対応状況に関し報告を求め、提言項目の順に報告を受けた。また、5月から開始された新型コロナウイルスワクチンの集団接種及び個別接種の予約受付状況等や接種体制の確認、観光振興・イベント開催及び教育現場での対応等を確認した。

(3) 令和3年11月18日 提言書提出

新型コロナウイルスワクチン接種が急速に進み、また、10月から全国的に緊急事態宣言が解除されたことにより、経済活動が再開されつつある状況に鑑み、当局に対してポストコロナを見据えた、市民への情報・周知・啓発、危機管理・防災、医療体制、教育、市民ニーズに適したまちづくり、観光・文化活動・スポーツへの支援、市内企業等への支援、国・県への要望の8分野にわたる新たな提言書を提出した。

(4) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて

議員が行う新型コロナウイルス等の感染症の予防対策を定めるとともに、議員またはその家族が感染等した場合における取扱いについて定め、感染防止及び感染拡大を最小限にとどめることを図り、議会機能の停止を防ぐことを目的として令和2年8月に制定した。令和2年11月には、国において経済活動の再開により様々な消費喚起策を展開するなど、地域経済の回復・活性化を後押しするための政策が打ち出された状況に応じた改定を実施し、令和3年8月には、全国各地で感染が拡大し、本市にもまん延防止等重点措置が適用されたことから、議会として最大限の対応をするための改定、同年11月には、ワクチン接種が進み全国的に発令されていた緊急事態宣言も解除され、経済活動が再開しつつある状況に応じた改定を行った。

2 令和5年3月16日 委員会

令和5年3月13日から、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が見直されたことを踏まえ、伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについて協議した。国がマスク着用の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるとしたことから、マニュアルのマスク着用の考え方についても国の方針に合わせることにした。

3 令和5年5月15日 委員会

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、マニュアルを廃止することとした。

委員長において、これをもって本特別委員会における協議事項は終了したとして、本特別委員会の活動を終える旨を語り、異議なく了承されたことから、本報告をもって最終報告とする。

以 上